

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約(以下本条約)」が1985年に批准されて以来、4半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は、今なお社会・地域への参画、雇用、結婚などに根強く存在している。

さらに、本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連差別撤廃委員会(以下委員会)の調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書(以下選択議定書)」は、1999年の国連総会で採択され、翌2000年12月に発効している。現在、本条約の締約国186ヶ国中98ヶ国が、OECD加盟国30ヶ国では、日本とアメリカを除く28ヶ国が批准している。

2003年夏、委員会は、日本政府に対して「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において重要である」と批准を「勧告」した。さらに今年、2009年7月23日に国連本部にて開催された、第44回委員会での審議においても、批准に関し再度の「勧告」を受けた。

昨秋以降の経済・金融危機の中、妊娠・出産を理由にした不利益な扱いや、育児休業などを理由にした解雇などが急増している状況を考えても本条約の徹底が緊急の課題となっており、地方議会においても、男女共同参画への取り組みをせまられている。

政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけ、「選択議定書」についても、男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准に積極的姿勢を示している。

こうした現状に則し、日本国における女性差別撤廃の取り組みの強化を促す選択議定書の批准を早急に実施するよう求める声が各地から上がっている。あらゆる形態の女性差別を禁止し、女性も男性もともに人権が保障される男女平等社会の実現を促進するためにも選択議定書の批准が求められている。

したがって、和泉市議会では国会及び政府に対し、選択議定書採択10年及び男女共同参画社会基本法制定10年の節目にあたる本年こそ、選択議定書を批准するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

大阪府和泉市議会